

Ⅲ 交流及び共同学習

Q

交流及び共同学習はなぜ行うのですか？



幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校（以下「小・中学校等」という。）及び特別支援学校等が行う，障害のある子供と障害のない子供，あるいは地域の障害のある人とが触れ合い，共に活動する交流及び共同学習は，障害のある子供にとっても，障害のない子供にとっても，経験を深め，社会性を養い，豊かな人間性を育むとともに，お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となります。

Q

交流及び共同学習は子供たちにどのような力をつけるために行うのですか？



<障害のある子供>

学校卒業後においても，障害のある子供にとっては，様々な人々と共に助け合って生きていく力となります。この力は積極的な社会参加につながります。

<障害のない子供>

障害のない子供にとっては，障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり，積極的に支援を行ったりする行動や，人々の多様な在り方を理解し，障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながります。

Q

交流学习ではなく，交流及び共同学習というのはなぜですか？



それは，交流及び共同学習には，相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と，教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるからです。この二つの側面を分かちがたいものとして捉え推進していきます。

Q

交流及び共同学習はどのような内容を取り上げますか？



交流及び共同学習の内容としては、例えば、特別支援学校と小・中学校等が、学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられます。これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、子供たちが幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

Q

交流及び共同学習にはどのような形態がありますか。



<居住地校における交流及び共同学習>

特別支援学校に通う幼児児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の幼児児童生徒と一緒に交流や学習活動を行います。

<学校間における交流及び共同学習>

小・中学校等と特別支援学校が学校間で連携して行います。互いの学校を会場に実施したり、両校の児童生徒が校外に出て共に活動したりします。

<小・中学校における通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習>

特別支援学級の児童生徒と通常学級の児童生徒が、教科の学習や学校行事などを通して、一緒に授業を受けたり活動したりします。

<地域の人々との交流及び共同学習>

特別支援学校の児童生徒が、地域の人たちと触れ合いながら活動します。

Q

交流校や地域に出かけて行った交流及び共同学習は出席扱いになりますか？



はい。出席扱いになります。授業時間内に行われる交流及び共同学習は、その活動場所がどこであっても、児童生徒等の在籍校の授業として位置付けられています。在籍校の授業として実施するということは、基本的には在籍校の教師が指導を行うこととなりますが、具体的な指導の形態等については、在籍校の教育活動の一環であることを考慮し、相手校と協議の上、個々の実態に即して適切に実施します。